

入間市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
入間市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 趣旨

教育職員の長時間勤務に係る課題の解消に向けて、教育職員が心身ともに健康を保ちながら、子供たちと向き合う時間を確保し、質の高い教育を持続的に提供していくことが求められている。

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条(以下「給特法」)に基づき国が定めた「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針」(以下「指針」)を踏まえ、入間市立学校に勤務する教育職員の業務量を適切に管理し、健康と福祉を確保するための具体的な取組を示すものである。

本計画に沿った取組により、教育委員会と学校が一体となって、教育職員が働きやすい環境を整え、子供たちにとってより良い教育を実現することを目指す。

(2) 位置付け

本計画は、「指針」が求める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として策定する。

本計画は、「入間市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(以下「規則」)と連動して運用する。

(3) 対象となる教育職員

本計画の対象となる教育職員は、「規則」に基づき、入間市立小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)とする。

(4) 本市の現状

○ 本市では、令和2年3月に、入間市立小学校及び中学校の教育職員の「時間外在校等時間」の上限に関する方針(以下、「上限方針」)として、「規則」を定め、教育職員の「時間外在校等時間」の縮減に取り組んできた。

※「時間外在校等時間」：「指針」に示されている、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間である「在校等時間」から、所定の勤務時間を除いた時間

○「規則」には、「時間外在校等時間」を下記の時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う旨が示されている。

- ア 時間外在校等時間の上限
- ・ 1か月について45時間
 - ・ 1年について360時間

イ 臨時的・特別の事情がある場合

- ・ 1か月について100時間未満
- ・ 1年について720時間
- ・ 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間
- ・ 1年のうち1か月における所定の勤務時間以外において業務を行う時間が45時間を超える月数について6か月

○これまでの取組の結果、本市における令和6年度の教育職員の「時間外在校等時間」の状況は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月25.2時間	12.2%	0.2%
中学校	月37.6時間	37.3%	3.8%
小中合計	月30.1時間	21.6%	1.5%

○令和6年度までの取組状況及び令和6年度の「時間外在校等時間」の状況を分析すると、次のような課題が挙げられる。

- ・ 「時間外在校等時間」が45時間及び80時間を超える割合が共に中学校の方が多くなっている。主に部活動に係る業務の負担が大きくなっていることが想定されるが、小学校も含め、教育職員の業務をより丁寧に把握し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出するための手立てを講じていくことが必要である。
- ・ 「上限方針」は策定済みであるが、上限の遵守に向けた運用が学校ごとにばらつきがあり、実効性が不十分である。
- ・ 「指針」に示された「学校又は教師の業務の3分類」を踏まえた業務の整理が組織的に進んでいない。
- ・ 勤務間インターバル確保、ストレスチェック集団分析の活用等、健康確保措置の実効性が不十分である。

※「勤務間インターバル」とは、退勤時刻から翌日の出勤時刻までに確保すべき休息時間のことである。例えば、11時間のインターバルを確保する場合、午後10時に退勤した教育職員は、翌日午前9時以降に出勤することとなる。

○上記の課題等を踏まえ、「給特法」第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

〔1〕時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

○年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【12.2日】

○ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる【11.7%】
(【 】内は令和6年度の数値)

3. 計画の期間

○令和8年度から令和10年度まで(3か年)

※国は、令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としている。

※毎年度、実施状況の評価を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・PTA、地域ボランティア、交通指導員等による通学路の見守り活動を推進する。
- ・学校は安全指導に専念し、日常的な見守り活動は地域と役割分担する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

- ・放課後から夜間における見回りについては、青少年健全育成推進会等が行う見回りに委ね、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理(「3分類」③関係)

- ・令和8年4月から、集金機能のある小中学校向け保護者連絡ツールの運用を開始し、学校徴収金の徴収・管理業務の効率化を図る。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

- ・学校では対応が困難な事案については、市役所の顧問弁護士による法律相談を活用し、専門的な見地から助言を得られる体制を継続する。

- ・指導主事を学校に派遣し、学校と連携して対応に当たることで、教育委員会の責任において当該事案等に対応できる体制を維持・強化する。
- ・学校が単独で抱え込まず、早期に教育委員会へ報告・相談できる体制を周知徹底する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・学校に対して回答を依頼する文書等の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、校務支援システムの活用による負担軽減を図る。

◆部活動(「3分類」⑬関係)

- ・国のガイドライン(令和7年12月)が示す令和8年度から令和13年度までの「改革実行期間」を踏まえ、段階的に部活動改革を推進する。
- ・特に、令和8年度から令和10年度までの期間において、休日の部活動の地域展開に向けた体制整備に着手する。
- ・「入間市部活動ガイドライン」を踏まえ、活動時間等の適正化(週2日以上(休養日)、平日2時間程度、休日3時間程度)を徹底する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑯関係)

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑰関係)

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士、作業療法士による小中学校への巡回支援を実施し、専門職の知見を活かした校内支援体制を構築する。
- ・学校職員と市役所の福祉、保健分野の職員による教育と福祉と保健に係る意見交換会を実施し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒への支援体制を整備する。

(2) 学校における措置の推進

○学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア 年間総授業時数・週当たり授業時数の適正化

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 日課表の工夫

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ 職務経験が少ない教育職員への支援体制の整備

- ・職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備する。

エ 勤務時間外の対応

- ・設置済みの勤務時間外の留守番電話機能に加え、電話の録音機能を令和8年度中に全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

○教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 勤務間インターバルの確保

- ・11時間を目安とする「勤務間インターバル」の確保に取り組む。

イ ストレスチェックの実施と職場改善

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

ウ 「こころの健康相談」の実施

- ・教職員の心身の健康問題に関する相談窓口である、心理カウンセラーによる「こころの健康相談」を実施する。

エ 年次有給休暇の取得促進

- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得することも含めて、その取得を促進する。

オ 「サマーリフレッシュウィーク」の設定

- ・毎年8月11日から8月16日までを学校閉庁日とし、市内一斉の閉校期間として設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 評価・公表

- 取組の着実な実行を図るため、目標の達成状況について、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告するとともに、入間市のHPで公表する。
- 「時間外在校等時間」に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握する。年次有給休暇の取得状況は学校からの報告、高ストレス者の割合については本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

(2) 学校への支援・指導

- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、「時間外在校等時間」が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

○各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(3) 関係機関・地域との連携

○保護者、地域の理解を促進するため、首長部局とも連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、協力を得られるよう本実施計画の内容について周知を行う。